

茅野市告示第 2 3 4 号

茅野市定期予防接種再接種費用助成事業実施要綱（平成31年茅野市告示第95号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

茅野市長 今井 敦

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（助成対象接種） 第 3 条 助成の対象となる接種は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）及び（2） [略] （3） 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）<u>第 2 条の 9</u>の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあってはそれぞれ同条の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあっては20歳に達するまでの間の接種であること。 （4） [略]	（助成対象接種） 第 3 条 助成の対象となる接種は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 （1）及び（2） [略] （3） 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）<u>第 2 条の10</u>の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあってはそれぞれ同条の規定による年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあっては20歳に達するまでの間の接種であること。 （4） [略]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。